

住宅用家屋証明申請書

証明作成者

年 月 日

(あて先) 市原市長 小出 譲治

申請者 住所
氏名
電話番号

印

租税特別措置法施行令

(イ)第41条

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

(a) 新築されたもの

(b) 建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

(c) 新築されたもの

(d) 建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

(e) 新築されたもの

(f) 建築後使用されたことのないもの

(ロ)第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)

(a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築がされた家屋で宅地
建物取引業者から取得したもの

(b) (a) 以外

(ハ)第42条の2の3(建築後使用されたことのあるものの抵当権設定登記)

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明の申請をします。

目的	所有権保存 ・ 所有権移転 ・ 抵当権設定		
所有者住所	氏名		
物件所在地	市原市		
建築年月日	年 月 日新築(増築)		
取得年月日	年 月 日		
所有者の居住	(1) 入居済 ・ (2) 入居予定	取得の原因 (移転登記の場合に記入)	(1) 売買 ・ (2) 競落
床面積	m ²	構造	造
区分建物の耐火性能	(1) 耐火又は準耐火 ・ (2) 低層集合住宅		
工事費用の総額 (ロ(a)の場合に記入)	円	売買価格 (ロ(a)の場合に記入)	円

市固証第

号

年 月 日

【備考】※必要書類等は裏面をご覧ください。

- { }の中は、(イ)、(ロ)、(ハ)のうち該当するものを○で囲み、(イ)を○で囲んだ場合は、さらに(a)から(f)のうち該当するものを○で囲み、(ロ)を○で囲んだ場合は、さらに(a)又は(b)のうち該当するものを○で囲んで下さい。
- 「目的」の欄は、この証明書を使用する登記全てを○で囲んで下さい。
- 「建築年月日」の欄は、新築又は増築の当てはまる方を○で囲んで下さい。
- 「取得年月日」の欄は、所有権移転の日をご記入下さい。なお、(イ)(a)、(c)又は(e)を○で囲んだ場合は記入不要です。
- 「取得の原因」の欄は、上記(イ)(b)、(d)若しくは(f)又は(ロ)を○で囲んだ場合に、(1)又は(2)のうち該当するものを○で囲んで下さい。
- 「所有者の居住」の欄は、(1)又は(2)のうち該当するものを○で囲んで下さい。(2)の場合には、現住所の住民票の写し、申立書及び現住家屋の処分方法(裏面記載の別表1参照)が確認できるものが、別途必要になります。
- 「構造」の欄は、登記簿等に記録された当該家屋の構造をご記入下さい。
- 「区分建物の耐火性能」の欄は、区分所有建物について証明を申請する場合に、(1)又は(2)のうち該当するものを○で囲んで下さい。なお、建築後使用されたことのある区分建物の場合、当該家屋の登記記録に記載された構造が、裏面記載の太字下線部の構造の場合は、(1)を○で囲んで下さい。
- 「工事費用の総額」の欄は、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第1号から第7号までに規定する工事の種別のいずれかに該当する工事の合計額をご記入下さい。
- 「売買価格」の欄は、当該家屋の取得の対価の額をご記入下さい。
- 交付手数料は1,300円です。

1.所有権保存登記の場合

	個人が新築した住宅用家屋 (イ)第41条(a)、(c)又は(e)の場合	個人が取得した建築後未使用の住宅用家屋 (イ)第41条(b)、(d)又は(f)の場合
添付書類	1. 建築確認済証または検査済証(写し可) 2. 登記関係書類(以下6点中から1点※写し可) ◆登記事項証明書 ◆(表題)登記完了証と登記受領書 ◆(表題)登記完了証と登記事項要約書 ◆(表題)登記完了証とインターネット謄本(照会番号がないもの) ◆インターネット謄本(照会番号等が記載された電子申請用のもので取得後100日以内のもの) ◆電子申請に基づき表題登記を完了した場合に交付される(表題)登記完了証 3. 区分所有建物で、建築基準法上の耐火又は準耐火建築物に該当することが明らかでない場合には、設計図書及び建築士(木造建築士を除く)の証明書等。また低層集合住宅の場合は、国土交通大臣が交付した認定書 4. ※家屋所在地に住所異動がまだ済んでいない方は以下の書類 ・ 現住所の住民票の写し(コピー可) ・ 申立書【原本】 ・ 現住家屋処分方法確認書類(別表1)参照	1. 建築確認済証または検査済証(写し可) 2. 登記関係書類(以下6点中から1点※写し可) ◆登記事項証明書 ◆(表題)登記完了証と登記受領書 ◆(表題)登記完了証と登記事項要約書 ◆(表題)登記完了証とインターネット謄本(照会番号がないもの) ◆インターネット謄本(照会番号等が記載された電子申請用のもので取得後100日以内のもの) ◆電子申請に基づき表題登記を完了した場合に交付される(表題)登記完了証 3. 売買契約書や売渡証書または譲渡証明書等(写し可) 4. 家屋未使用証明書【原本】(宅地建物取引業者等又は直前の所有者が発行) 5. 区分所有建物で、建築基準法上の耐火又は準耐火建築物に該当することが明らかでない場合には、設計図書及び建築士(木造建築士を除く)の証明書等。また低層集合住宅の場合は、国土交通大臣が交付した認定書 6. ※家屋所在地に住所異動がまだ済んでいない方は以下の書類 ・ 現住所の住民票の写し(コピー可) ・ 申立書【原本】 ・ 現住家屋処分方法確認書類(別表1)参照

2.所有権移転登記の場合 (※取得原因は売買または競落のみ)

	個人が取得した建築後未使用の住宅用家屋 (イ)第41条(b)、(d)又は(f)の場合	個人が取得した建築後使用されたことのある住宅用家屋 (ロ)第42条第1項の場合
添付書類	1. 建築確認済証または検査済証(写し可) 2. 登記関係書類(以下6点中から1点※写し可) ◆登記事項証明書 ◆(表題)登記完了証と登記受領書 ◆(表題)登記完了証と登記事項要約書 ◆(表題)登記完了証とインターネット謄本(照会番号がないもの) ◆インターネット謄本(照会番号等が記載された電子申請用のもので取得後100日以内のもの) ◆電子申請に基づき表題登記を完了した場合に交付される(表題)登記完了証 3. 売買契約書や売渡証書または譲渡証明書等(写し可) 4. 家屋未使用証明書【原本】(宅地建物取引業者等又は直前の所有者が発行) 5. 区分所有建物で、建築基準法上の耐火又は準耐火建築物に該当することが明らかでない場合には、設計図書及び建築士(木造建築士を除く)の証明書等。また低層集合住宅の場合は、国土交通大臣が交付した認定書 6. ※家屋所在地に住所異動がまだ済んでいない方は以下の書類 ・ 現住所の住民票の写し(コピー可) ・ 申立書【原本】 ・ 現住家屋処分方法確認書類(別表1)参照	1. 登記関係書類(以下の2点中から1点) ◆登記事項証明書 ◆インターネット謄本(照会番号等が記載された電子申請用のもので、取得後100日以内のもの) 2. 売買契約書や売渡証書等又は代金納付期限通知書(写) 3. 区分所有建物で、建築基準法上の耐火又は準耐火建築物に該当することが明らかでない場合には、設計図書及び建築士(木造建築士を除く)の証明書等。また低層集合住宅の場合は、国土交通大臣が交付した認定書 4. ※家屋所在地に住所異動がまだ済んでいない方は以下の書類 ・ 現住所の住民票の写し(コピー可) ・ 申立書【原本】 ・ 現住家屋処分方法確認書類(別表1)参照 5. 取得の日以前20年以上(鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造、石造、れんが造、コンクリートブロック造の家屋は25年以上)の場合には、家屋取得日前2年以内に発行された耐震適合証明書、住宅性能評価書、又は住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する保険付保証書(租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第7号に掲げる工事に要した費用の額が50万円を超える場合においても保険付保証書は必要となります。) 6. 第42条の2の2の場合は宅地建物取引業者から証明の申請を受けた建築士等が証する増改築等工事証明書

【その他注意事項】

別表1

- ① 家屋所在地に住所異動が済んでいる方は、住民票の写しは原則不要です。
- ② 住所異動がない場合には、現存家屋の処分方法が分かるもの(工事請負契約書などの取り壊すことがわかるもの等)が必要になります。
- ③ 住所異動をする際に、区画整理地内で仮換地が指定されている場合は、底地番(登記上の家屋の所在地)に住所を設定してください。
- ④ 抵当権設定登記の場合は、上記の書類の他に金銭消費貸借契約書等の抵当権設定契約を結んだことがわかるもの(写)が必要です。
- ⑤ 建築確認済証が不要な地域(都市計画区域外)の場合には、工事請負契約書等の施主の名前が確認できるものをお持ち下さい。
- ⑥ 建築主・(表題)登記申請者・本証明書申請者が同一ではない場合には、そのつながりが分かるもの(売買契約書等)が別途必要となります。
- ⑦ 認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅に該当する場合には、認定通知書の副本・認定通知書(写し可)が別途必要となります。

処分方法	提出書類
自己所有の家屋を売却する	売買契約書、媒介契約書等
自己所有の家屋を貸す	賃貸契約書、媒介契約書等
現住家屋が借家、社宅等	賃貸契約書、家主の証明書等
現住家屋に親族が住む	家屋を所有する親族の申立書
現住家屋を壊す	工事請負契約書等

住宅用家屋証明書

- 租税特別措置法施行令
- (イ) 第41条
 - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
 - (a) 新築されたもの
 - (b) 建築後使用されたことのないもの
 - 特定認定長期優良住宅
 - (c) 新築されたもの
 - (d) 建築後使用されたことのないもの
 - 認定低炭素住宅
 - (e) 新築されたもの
 - (f) 建築後使用されたことのないもの
 - (ロ) 第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)
 - (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
 - (b) (a)以外
 - (ハ) 第42条の2の3(建築後使用されたことのあるものの抵当権設定登記)

の規定に基づき、下記の家屋〔 年 月 日 〔 (ニ)新築 (ホ)取得 (ヘ)増築 〕 〕 が、この規定に該当するものである旨を証明します。

記

所有者の住所	
所有者の氏名	
物件所在地	
取得の原因 (移転登記の場合)	(1) 売買 ・ (2) 競落

市固証第 号

年 月 日

市原市長 小出 譲治